

# 消防法令違反の建物を

## 公表します

(違反対象物公表制度)

平成28年  
4月1日から  
運用開始!

### 違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物を大津市消防局のホームページにより公表する制度です。

### 公表の対象となる建物は

飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物、社会福祉施設や児童福祉施設などの1人で避難することが困難な方が利用する建物です。

### 重大な消防法令違反とは

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない違反です。

### 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に重大な消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

### 公表の方法は

大津市消防局のホームページへ掲載します。

### 公表する内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③消防法令違反の内容
- ④消防法令違反の根拠
- ⑤公表した日



### 建物関係者の皆様へ

建物が以下のような場合は、新たな消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

〈 例 〉

- ・ 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途のテナントが、新たに入店する場合
- ・ 建物の増築や改築、隣接する建物と屋根などで接続する場合  
(建物の増築には、ポーチなどの小規模な増築も該当します。)
- ・ 荷物や棚などで窓を塞いだり、窓にフィルムを貼る場合
- ・ 建物の壁や天井を木板等の可燃物で内装を行う場合

お問い合わせ先 消防局ホームページ : <http://www.city.otsu.lg.jp/fire119/>

予 防 課 : 077-525-9902

北 消 防 署 : 077-572-0119

中 消 防 署 : 077-525-0119

南 消 防 署 : 077-533-0119

東 消 防 署 : 077-543-0119